

減船・休漁等支援促進事業実施要領

30 水漁第 1298 号
平成 31 年 2 月 7 日
水産庁長官通知
改正 30 水漁第 1457 号
平成 31 年 3 月 27 日
元水漁第 1456 号
令和 2 年 3 月 31 日
2 水漁第 1273 号
令和 3 年 3 月 26 日
3 水漁第 1788 号
令和 4 年 4 月 1 日

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1610 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく減船・休漁等支援促進事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 1 代替漁船の許容範囲

交付等要綱第 4 の 4 の代替漁船について、減船対象漁船より船齢が古くない場合にあっても、当該減船対象漁船との船齢差が 3 年以内であって、性能等が当該減船対象漁船より劣る場合には、水産庁長官の承認を得て代替漁船とすることができるものとする。

第 2 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

- 1 交付等要綱第 9 の 1 の認定の申請は、別記様式第 1 号により行うものとする。
- 2 交付等要綱第 9 の 1 の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第二種実施計画」という。）は、別記様式第 2 号により作成することとする。
- 3 交付等要綱第 9 の 3 により都道府県知事が添付する書類は、漁期の出漁準備及び操業の実態に関するものとする。ただし、第 7 の混獲回避型休漁支援事業を行う場合には、別記様式第 3 号により作成した混獲回避のための休漁を行う場合の要件等とする。

第3 救済費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

交付等要綱第10の2の(2)のアの(ア)の救済費交付金の交付を受けることのできる漁業者（以下「救済費交付金対象者」という。）は、第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針（以下「第二種基本方針」という。）に従って減船を行った者とする。

(2) 申請書及び添付書類

減船漁業者救済費交付金交付申請書は、別記様式第4号により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とする。

ア 水産庁長官が別に定める算定表

イ 申請者の本人確認書類

ウ 交付対象者が法人である場合には、法人登記簿の謄本

エ 廃業届（交付等要綱第5の3の知事許可漁業等にあつては、当該都道府県知事の廃業を証明する書類）

オ 漁船原簿謄本

カ 救済費交付金を受領する場所を記した書類

キ 救済費交付金の受領に関する書類を委任した場合には、当該委任に係る委任状

ク 救済費交付金の対象となる漁具を購入している場合には、これを証明する書類

ケ 救済費交付金の対象となる給与等を乗組員に支払っている場合には、これを証明する書類

コ 救済費交付金の対象となる退職金を離職した乗組員に支払っている場合には、これを証明する書類

サ 水産庁長官が別に定める時期における操業状況等を明らかにする書類

シ 過去において当該漁業に係るとも補償のために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの借入れを行っている場合には、水産庁長官が別に定める日における残高（延滞金を除く。）の額を証明する書類

ス その他水産庁長官が必要と認める書類

(3) 留意事項

申請に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 申請者は、交付金の交付対象者とする。ただし、共同経営のため

交付対象者が複数である場合には、申請者は当該共同経営者とする。
なお、代表者による申請の場合には、代表者たることを証明する書類を添付するものとする。

イ 委任状

(ア) 申請者が交付金の受領に関する事務を委任することができるものは、都道府県、公庫、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行及び信用金庫に限るものとする。

(イ) 受任者が復代理人を選任したときは本人の許諾書を添付するものとする。

ウ 乗組員に給与等を支払ったことを証明する書類は、次のとおりとする。

(ア) 固定給については、当該乗組員ごとの賃金台帳及び源泉徴収票の写し

(イ) 船員保険料については、所轄社会保険事務所に支払ったことを証明する書類の写し

エ 離職した乗組員に退職金を支払ったことを証明する書類は、次のいずれかの書類とし、源泉徴収票の写し及び当該乗組員が水産庁長官が別に定める時期において雇用されていたことを証明する書類を添付するものとする。

(ア) 離職した乗組員が発行した退職金受領証の写し

(イ) 離職した乗組員に対する退職金の郵便振込金受領証の写し

(ウ) 離職した乗組員に対する退職金の銀行振込金受領証の写し

(エ) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職金支給通知書の写し

(4) その他

その他救済費交付金の交付手続の細目は、一般社団法人大日本水産会（明治42年5月19日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

2 交付

(1) 救済費交付金の交付

ア 救済費交付金対象者は、救済費交付金の交付を受けようとするときは、減船漁業者救済費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。

イ 一般社団法人大日本水産会は、アの申請があった場合には、当該申請につき救済費交付金を交付することが適当であることを審査

した上で、当該申請者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

ウ 救済費交付金の申請期限は、会長が別に定める。

(2) 救済費交付金の返還

会長は、救済費交付金対象者が偽りその他不正の手段により救済費交付金の交付を受けたとき、又は第二種基本方針若しくは第二種実施計画に定められた事項に違反したときは、救済費交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合、救済費交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき会長が別に定める割合で計算した額を加算することができるものとする。

第4 処理費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

交付等要綱第10の2の(2)の(イ)の処理費交付金の交付を受けることのできる漁業者（以下「処理費交付金対象者」という。）は、第二種基本方針により定められた要件に該当する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 救済費交付金対象者であって、自己の所有する減船対象漁船を第二種実施計画に従ってスクラップ処分等にしたもの

イ 第二種特定漁業に使用することを廃止した時点において減船対象漁船を所有していた者であって、当該漁船を第二種実施計画に従ってスクラップ処分等にしたもの（アに該当する者を除く。）

ウ 第二種特定漁業に使用することを廃止した時点において減船対象漁船を所有していた者であって、自己の所有する漁船を第二種実施計画に従って当該漁船の代替漁船としてスクラップ処分等にしたもの（当該漁船を譲渡した者を除く。）

エ 第二種特定漁業に使用することを廃止した時点において減船対象漁船を所有していた者から当該漁船を直接取得した者であって、自己の所有する漁船を第二種実施計画に従って当該漁船の代替漁船としてスクラップ処分等にしたもの

(2) 申請書及び添付書類

不要漁船処理費交付金交付申請書は、別記様式第5号の1又は2により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、別表の左欄に掲げる交付対象者ごとに同表の右欄に掲げる書類の全部又は一部とする。

(3) 留意事項

申請に当たっては、第3の1の(3)に準ずるものとする。

(4) その他

その他処理費交付金の交付手続の細目は、会長が定めるものとする。

2 交付

(1) 処理費交付金対象者は、処理費交付金の交付を受けようとするときは、不要漁船処理費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。

(2) 一般社団法人大日本水産会は、(1)の申請があった場合には、当該申請につき処理費交付金を交付することが適当であることを確認した上で、当該申請者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

(3) 処理費交付金の申請期限は、会長が別に定める。

第5 魚種転換等支援費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

交付等要綱第10の2の(2)のアの(ウ)の魚種転換等支援費交付金の交付を受けることのできる漁業者（以下「魚種転換等支援費交付金対象者」という。）は、第二種基本方針により定められた要件に該当する者であって、次のいずれに該当するものとする。

ただし、同一の漁船について第3、第4又は第6の交付金の対象として申請する者を除く。

ア 第二種実施計画に基づき、漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具又は漁ろう設備の取得又は設置した者

イ 第二種実施計画に基づき、業種の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分等を実施した者

(2) 申請書及び添付書類

魚種転換等支援費交付金交付申請書は、別記様式第6号により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、別表の左欄に掲げる交付対象者ごとに同表の右欄に掲げる書類の全部又は一部とする。

(3) 留意事項

申請に当たっては、第3の1の(3)に準ずるものとする。

(4) その他

その他魚種転換等支援費交付金の交付手続の細目は、会長が定めるものとする。

2 交付

- (1) 魚種転換等支援費交付金対象者は、魚種転換等支援費交付金の交付を受けようとするときは、魚種転換等支援費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。
- (2) 一般社団法人大日本水産会は、(1)の申請があった場合には、当該申請につき魚種転換等支援費交付金を交付することが適当であることを確認した上で、当該申請者に対し、魚種転換等支援費交付金の交付を行うものとする。
- (3) 魚種転換等支援費交付金の申請期限は、会長が別に定める。

第6 休漁支援費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

交付等要綱第10の2の(2)のアの(エ)の休漁支援費交付金の交付を受けることのできる漁業者（以下「休漁支援費交付金対象者」という。）は、第二種基本方針により定められた要件に該当する者であって、第二種実施計画に基づき、一定の期間休漁を実施したものとする。

(2) 申請書及び添付書類

休漁支援費交付金交付申請書は、別記様式第7号により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、別表の左欄に掲げる交付対象者ごとに同表の右欄に掲げる書類の全部又は一部とする。

(3) 留意事項

申請に当たっては、第3の1の(3)に準ずるものとする。

(4) その他

その他休漁支援費交付金の交付手続の細目は、会長が定めるものとする。

2 交付

(1) 休漁支援費交付金対象者は、休漁支援費交付金の交付を受けようとするときは、休漁支援費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。

(2) 一般社団法人大日本水産会は、(1)の申請があった場合には、当該申請につき休漁支援費交付金を交付することが適当であることを確認した上で、当該申請者に対し、休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

(3) 休漁支援費交付金の申請期限は、会長が別に定める。

第7 混獲回避型休漁支援費交付金

1 申請

(1) 交付対象者

交付等要綱第10の2の(2)のオの混獲回避型休漁支援費交付金の交付を受けることのできる漁業者（以下「混獲回避型休漁支援費交付金対象者」という。）は、第二種基本方針により定められた要件に該当する者であって、第二種実施計画に基づき、一定の期間休漁を実施したものとする。

(2) 交付申請

ア 混獲回避型休漁支援費交付金対象者は、混獲回避型休漁支援費交付金の交付を受けようとするときは、混獲回避型休漁支援費交付金交付申請書及び当該申請書の添付書類を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。

イ 混獲回避型休漁支援事業交付申請書は、別記様式第8号により作成するものとし、当該申請書の添付書類は、別表の左側に掲げる交付対象者ごとに同表の右欄に掲げる書類の全部又は一部とする。

(3) 留意事項

申請に当たっては、第3の1の(3)に準ずるものとする。

(4) 交付決定

一般社団法人大日本水産会は、(2)のアの申請があった場合には、以下の点について内容を審査のうえ、助成すべきものと認めたときは、基金の残額の範囲内で速やかに当該申請者へ交付決定を行い、別記様式第9号により当該申請者に通知を行うこととする。

ア 第二種基本方針に基づく申請であること。

イ 農林水産大臣が認定を行った旨通知された第二種実施計画に基づく申請であること。

(5) 交付決定の変更

交付決定後に生じた変更は、(1)～(4)に準じて行うものとする。

2 事業実績の報告

(1) 1の(4)により交付決定を受けた申請者は、本事業を完了したときは、事業終了後遅滞なく、別記様式第10号に定める事業実績報告書を作成し、一般社団法人大日本水産会に提出するものとする。また、事業実績報告書の添付書類は、別表の左側に掲げる交付対象者ごとに同表の右側に掲げる書類の全部又は一部とする。

(2) 一般社団法人大日本水産会は、(1)により提出された事業実績報告書を受けた場合は、以下の点について内容を審査の上、支払すべき

と判断したときは、基金の残額の範囲内で速やかに当該申請者へ支払を行う。

ア 第二種基本方針に基づく取組内容であること。

イ 農林水産大臣が認定を行った旨通知された第二種実施計画に基づく取組内容であること。

ウ 事業実績報告書に記載された請求金額が、交付決定額を超えていないこと。

エ その他、交付等要綱、本要領等に反するものではないこと。

3 その他混獲回避型休漁支援費交付金の交付手続きの細目は、会長が定めるものとする。

第8 公庫からの借入れに対する返済

過去において第二種特定漁業に係るとも補償のための公庫から借入れを行っている交付対象者は、交付金を受領した後、遅滞なく、交付金のうち水産庁長官が別に通知する額を公庫に返済しなければならないものとする。

附 則（平成31年3月27日30水漁第1457号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。ただし、施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日元水漁第1456号）

この通知は、令和2年3月31日から施行する。ただし、施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日2水漁第1273号）

- 1 この通知は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この通知の施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年４月１日３水漁第 1788 号）

- 1 この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知の施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

別 表

交付対象者	添付書類
<p>第 4 の 1 の (1) のアに該 当するもの</p>	<p>1 スクラップ処分した漁船について (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面 (抹消船舶原簿謄本) (3) 漁船スクラップ処分証明書 (別記様式第 11 号) (4) 漁船登録を抹消したことを証する書面 (抹消漁船の 進水時以降現在までの漁船原簿謄本) 2 申請者の本人確認書類 3 法人登記簿謄本 4 処理費交付金を受領する場所を記した書類 5 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合 には、当該委任に係る委任状</p>
<p>第 4 の 1 の (1) のイに該 当するもの</p>	<p>1 スクラップ処分した漁船について (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面 (抹消船舶原簿謄本) (3) 漁船スクラップ処分証明書 (別記様式第 11 号) (4) 漁船登録を抹消したことを証する書面 (抹消漁船の 進水時以降現在までの漁船原簿謄本) (5) 救済費交付金の交付を受けた者との間の賃借関係の 存在を証する書面 (船舶使用承諾書の写し等) 2 申請者の本人確認書類 3 法人登記簿謄本 4 処理費交付金を受領する場所を記した書類 5 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合 には、当該委任に係る委任状</p>
<p>第 4 の 1 の (1) のウに該 当するもの</p>	<p>1 減船対象漁船について (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 漁船原簿謄本 (3) 救済費交付金の交付を受けた者との間の賃借関係の 存在を証する書面 (船舶使用承諾書の写し等) 2 代替漁船について (1) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面 (抹消船舶原簿謄本)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 漁船スクラップ処分証明書 (3) 漁船登録を抹消したことを証する書面（抹消漁船の進水時以降現在までの漁船原簿謄本） 3 申請者の本人確認書類 4 法人登記簿謄本 5 処理費交付金を受領する場所を記した書類 6 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合には、当該委任に係る委任状
第 4 の 1 の （1）のエに該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> 1 減船対象漁船について <ul style="list-style-type: none"> (1) 救済費交付金の交付決定通知書の写し (2) 漁船原簿謄本 (3) 救済費交付金の交付を受けた者との間の賃借関係の存在を証する書面（船舶使用承諾書の写し等） (4) 減船対象漁業に使用することを廃止した時点において所有していた者から直接取得したことを証する書面（売買契約書の写し等） 2 代替漁船について <ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶原簿の登録を抹消したことを証する書面（抹消船舶原簿謄本） (2) 漁船スクラップ処分証明書 (3) 漁船登録を抹消したことを証する書面（抹消漁船の進水時以降現在までの漁船原簿謄本） 3 申請者の本人確認書類 4 法人登記簿謄本 5 処理費交付金を受領する場所を記した書類 6 処理費交付金の受領に関する事務を委任している場合には、当該委任に係る委任状
第 5 の 1 の （1）に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> 1 魚種転換等支援費交付金の交付決定通知書の写し 2 漁具若しくは漁ろう設備を購入若しくは設置した場合について <p style="margin-left: 20px;">購入に係る複数社の見積書の写し及び納入元の領収書の写し並びに設置に係る複数社の経費見積書の写し及び工事を行った企業の経費を証する領収書の写し</p> 3 不要漁具のスクラップ処分等を行う場合について <p style="margin-left: 20px;">別記様式第 12-1 号による漁具スクラップ処分証明書又は別記様式第 12-2 号による不要漁具取得報告書の写</p>

	<p>し、当該漁具を購入した時の領収書の写し（領収書を有しない場合については、別記様式第 13 号による漁具販売証明書の写し）及び廃業を証する書類の写し</p> <p>4 申請者の本人確認書類</p> <p>5 法人登記簿謄本</p>
第 6 の 1 の (1) に該当するもの	<p>1 別記様式第 14 号による漁獲金額等証明書の写し</p> <p>2 別記様式第 15 号による休漁実施証明書の写し</p> <p>3 申請者の本人確認書類</p> <p>4 法人登記簿謄本</p>
第 7 の 1 の (1) に該当するもの	<p>第 7 の 1 の (2) のイに必要な添付書類</p> <p>1 別記様式第 14 号による漁獲金額等証明書の写し</p> <p>2 法人登記簿謄本</p> <p>第 7 の 2 の (1) に必要な添付書類</p> <p>1 別記様式第 15 号による休漁証明書の写し</p> <p>2 その他助成費の算定に必要な書類</p>

別記様式第1号（第2の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
名称及び代表者氏名

第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱第9の1の規定に基づき、別添の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画について認定を受けたいので申請します。

（別記様式第2号の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画を添付すること。）

整理番号	
漁業の種類	
認定年度	

第二種特定漁業の再編整備に関する 実施計画

（作成日） 年 月 日

（団体名）

（注）整理番号、認定年度は、記入しないこと。

1 計画作成団体の概要

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 役員の氏名及び現職
- (3) 事業の主な内容（組合規約、定款等を添付すること。）

2 全体実施計画

- (1) 実施計画作成の経緯
- (2) 実施予定期間（ 年度～ 年度）
- (3) 第二種特定漁業の再編整備の目標及び講ずる措置の内容

	現 状 (年 月現在)	計画期間 (年 月～ 年 月) 又は完了後 (年 月現在)	講ずる措置の 内容	備 考
漁業者数				
漁船隻数	隻	隻	減船	
		隻	魚種転換等	
		隻	休漁	
乗組員数	人	人	減船	
		人	休漁	

(注) 混獲回避型休漁支援事業の場合は、(3) の書式に依らず、事業の目標を明記すること。

3 個別実施計画

(1) 減船実施計画

減船実施予定の				減船実施予定の漁船					減船実施 予定時期	漁船ス ラップの 有無	転廃 業の 有無	転換先	備 考
漁業者名（法人 又は団体にあっ ては、その名称 及び代表者氏 名）	住所又は所在地	従業 員数	漁 船 総 ト ン 数	船 名	漁業許可 等の番号	漁 業 根拠地	乗組 員数	操業実績					
								(年 月 ～ 年 月)					
計 人(経営体)		人		隻			人						

- (注)
- 1 減船実施予定の漁業者の減船実施の同意書を添付すること。
 - 2 操業実績の欄には、第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針において、交付金の措置対象漁業者の要件として定められた漁期に係る操業実績の期間を記載すること。
 - 3 減船実施予定の漁業者の従業員数及び漁船総トン数は、当該漁業者（当該漁業者が実質上経営を支配している者及び当該漁業者の経営を実質上支配している者を含む。）が、常時漁業に使用する従業員数及び使用する漁船の合計総トン数を記載すること。
 - 4 転換先の欄には、減船に伴って新たに開始する予定の漁業種類、業種等を記載すること。

(2) 不要漁船処理実施計画

減船実施予定 の漁業者名	減船実施予定の漁船				スクラップ処分等の対象漁船				スクラップ等 の実施予 定時期	スクラップ等 の実施予 定時期	スクラップ処分 等の場所	備 考
	船名	漁船登 録番号	トン数	進 水 年月日	所有者名 (交付金対象者)	船名	漁船登 録番号	トン数				
計 人(経営体)	隻				人	隻						

- (注) 1 減船実施予定の漁業者とスクラップ処分等の対象漁船の所有者が異なる場合又は代替漁船をスクラップ処分等にする場合には、備考欄に、両者の関係(例; 賃貸、 年 月有償取得)について記載すること。
- 2 スクラップ処分等の場所については、解体等を行う場所及び企業名を記載すること。

(3) 魚種転換等実施計画

ア 転換に必要な漁具又は漁ろう設備の取得

(注) 取得する漁具の種類、設置する漁ろう設備の内容等について具体的に記載すること。

イ 不要漁具の処分等の方法

(注) 不要漁具の処分方法について具体的に記載すること。

ウ 計画期間及び規模

計画年度	対象魚種又は業種	対象漁船名 (総トン数)	取組の種類	転換後の魚種又は業種及び事業継続期間
年度				

(注) 1 取組の種類欄には、「魚種の転換」、「漁業種類の転換」及び「不要漁具の処分」の別を記載すること。

2 転換後の事業継続期間は、転換後の漁業が3か年以上継続されること。

エ 事業費

① 漁具又は漁ろう設備の取得 (購入) 又は設置

年度	魚種又は業種の転換に要する経費	積算の根拠 (漁具又は漁ろう設備の取得 (購入) 費又は設置費)
年度	円	① 漁具又は漁ろう設備の取得 (購入) 費 ② 設置費 ③ 合計 (①+②)

② 不要漁具のスクラップ処分等

年 度	①不要漁具の購入金額	②評価率 (定率)	③事業費 (基準残存価格) (①×②)	漁具のスクラップ処分等の内容
年度	円	2 / 3	円	

(注) 1 都道府県及び漁業者負担分が複数ある場合については、別途内訳書等を添付すること。

2 備考欄には、漁業者等負担金に係る負担者及び負担金額の概要等 (漁業者の負担状況 (全ての者又は一部の者の別及び負担方法)) を記載すること。

3 漁業者以外が負担する場合は、負担者名及びその額 (漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が立て替えて負担する場合にあっては、立替者名及びその額) の具体的な内容を備考欄に記載すること。

(4) 休漁実施計画

ア 対象魚種

イ 計画内容

年 度	対象業種	対象船名・総トン数	実施時期
年度			

(注) 上記、実施時期の記入に当たっては、「休漁実施期間・日数」及び「うち新たに設定又は延長された休漁実施期間・日数」を記入すること。

(5) 混獲回避型休漁実施計画

ア 混獲対象魚種：

イ 本事業に参加する漁業者グループ

漁業者グループ名：

代表者名：

ウ 本事業に参加する漁業者名、漁船名等

漁業者名	所属漁協	漁船名	漁船登録番号	業種	備考
記載例) 漁業者A	〇〇漁協	〇〇丸		定置網漁業	

エ 休漁予定期間

漁業者名	休漁予定期間	備考
記載例) 漁業者A	〇月〇日～〇月〇日	

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

混獲回避型休漁支援事業の実施に当たり、減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成31年2月7日付け30水漁第1298号水産庁長官通知）第2の3の規定に基づき、以下のとおり、混獲回避のための休漁を行う場合の要件等を定める。

記

1. 混獲回避のための休漁を行う場合の要件
（第二種基本方針に定められる事項に基づき記載すること。）

--

2. 要件の履行確認手段

--

3. 別記様式第3号提出時点の漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項に規定する都道府県資源管理方針に定められた事項の抜粋

1の要件に関連する事項を抜粋して記載すること。

別記様式第4号（第3の2関係）

減船漁業者救済費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

減船・休漁等支援促進事業実施要領第3の1の（2）及び2の（1）の規定により、下記の書類を添えて、〇〇丸、〇〇丸について標記交付金の交付を申請します。

記

（添付書類） 1
2
3

別記様式第5号の1(第4の2関係)

〔第4の1の(1)のア又はイに掲げる者の申請用〕

不要漁船処理費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所
氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年度において下記のとおり不要漁船をスクラップ処分等にしたので、不要漁船処理費交付金 円を交付されたく減船・休漁等支援促進事業実施要領第4の1の(2)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(減船対象漁船)

船 名		漁船登録番号	
救済費交付金交付決定通知番号		救済費交付金受領者名	
交付金額	(算定式)		

(添付書類) 1
2
・

不要漁船処理費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年度において下記のとおり不要漁船をスクラップ処分等にしたので、不要漁船処理費交付金 円を交付されたく、減船・休漁等支援促進事業実施要領第4の1の(2)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

減船対象漁船		代替漁船	
船 名		船 名	
漁船登録番号		漁船登録番号	
救済費交付金交付決定通知番号		交付金額	(算定式)
救済費交付金受領者名			円

(添付書類) 1

2

魚種転換等支援費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年度において下記のとおり魚種又は業種の転換を行ったので、魚種転換等支援費交付金
円を交付されたく、減船・休漁等支援促進事業実施要領第5の1の(2)の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 漁具若しくは漁ろう設備の取得（購入）若しくは設置

船名		所属 漁業共同組合連 合会 / 漁業協同組合	
漁船登録番号		第二種実施計画	
転換前の魚種又は業 種		作成団体名	
転換後の魚種又は業 種			
事業継続期間		取得（購入）又は設置年月日	

2 不要漁具の処分

不要漁具の 内容、数		漁具のスクラップ処 分等年月日	
---------------	--	--------------------	--

3 交付金の算定基礎額 円 (1) + [(2) - (3)]
(算定根拠)

(1) 漁具若しくは漁ろう設備の取得（購入）若しくは設置

魚種又は業種の転換に 要した経費	積算の根拠 (漁具若しくは漁ろう設備の取得（購入）費若しくは設置費)
---------------------	---------------------------------------

円	① 漁具若しくは漁ろう設備の取得（購入）費 ② 設置費 ③ 合計（①+②）
---	---

(2) 不要漁具のスクラップ処分等

① 不要漁具の購入金額	② 評価率 (定率)	③ 事業費（基準残存価格） (① × ②)	漁具のスクラップ処分等の内容
円	2 / 3	円	

(注) 漁具のスクラップ処分等の内容欄には、焼却、裁断、埋立、譲渡等処分の具体的内容を記入すること。

(3) 被災漁業者又は漁業協同組合等に対する不要漁具の譲渡によって得た額

円

4 交付金の額 円（上記3の算定基礎額の範囲内の額）

(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	項目	事業主体負担分	漁業者等負担分
円	(1) 漁具若しくは漁ろう設備の取得（購入）若しくは設置 (2) 不要漁具のスクラップ処分等	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 漁具若しくは漁ろう設備を購入若しくは設置した場合には、購入に係る複数社の見積書の写し及び納入元の領収書の写し並びに設置に係る複数社の経費見積書の写し及び工事を行った企業の経費を証する領収書の写し
- 2 不要漁具のスクラップ処分等を行う場合には、別記様式第15-1号による漁具スクラップ処分証明書又は別記様式第15-2号による不要漁具取得報告書の写し、当該漁具を購入した時の領収書の写し（領収書を有しない場合には、別記様式第16号による漁具販売証明書の写し）及び廃業を証する書類の写し
- 3 申請者の本人確認書類
- 4 交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明書

休漁支援費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年度において下記のとおり休漁を行ったので、休漁支援費交付金 円を交付されたく、減船・休漁等支援促進事業実施要領第6の1の(2)の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 係船休漁期間及び休漁日数等

船名		所属漁船／漁協	
漁船登録番号		第二種実施計画	
業種		作成団体名	
休漁期間	年 月 日～ 年 月 日（〇〇日間）		
うち新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間	年 月 日～ 年 月 日（〇〇日間）		

2 助成金の算定基礎額 円（（3）の休漁支援水準額）

（算定根拠）

（1）助成対象係船休漁日数

①新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間及びその日数	②控除日数	③ 助成対象係船休漁日数 （①-②）
（ 年 月 日～ 年 月 日） 日間	日間	日間

（2）新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもので最低のものを除いたものを総和平均して算出した平均漁獲金額（過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均漁獲金額とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か

年の年ごとの漁獲金額（漁獲金額が0円の年を含む。）のうち最高のものと最低のものを除いた金額の和を、3で除した額とする。）及び平均操業期間日数（過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均操業期間日数とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの操業期間日数（操業期間日数が0日の年を含む。）のうち最高の漁獲金額を得た年と最低の漁獲金額を得た年を除いた残年数（操業期間日数が0日の年を除く。）の平均操業期間日数とする。）

漁獲金額	A (年) 月 日～ 月 日 円	B (年) 月 日～ 月 日 円	C (年) 月 日～ 月 日 円	D 合計 (A+B+C) 円	④ 平均漁獲金額 (D/3) 円
操業期間 日 数	A' (年) 月 日～ 月 日 日	B' (年) 月 日～ 月 日 日	C' (年) 月 日～ 月 日 日	D' 合計 (A'+B'+C') 日	⑤ 平均操業期間 日 数 (D'/3) 日

(3) 休漁支援水準額

③助成対象係船 休漁日数	④ 平均漁獲 金額	⑤ 平均操業 期間日数	⑥ 一日当たり平均漁 獲金額 (④÷⑤)	⑦ 支援水準
日	円	日	円	0.64
		⑧ 固定経費相当額の 削減率	⑨ 休漁推進支援水準額 (②×⑥×⑦×⑧)	
			円	

(注) 積算根拠の記入については、この書式に依らない場合は、変更可能。

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第14号による漁獲金額等証明書の写し
- 2 別記様式第15号による休漁実施証明書の写し
- 3 申請者の本人確認書類
- 4 交付申請者が法人の場合には、法人の登記事項証明書

別記様式第8号（第7の1の（2）のイ関係）

混獲回避型休漁支援事業交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所
氏 名

〇〇年度について、別添のとおり、事業を実施したいので、減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成31年2月7日付け30水漁第1298号水産庁長官通知）第7の1の（2）のアの規定により、助成金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

（注）別添以外に次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第14号による漁獲金額等証明書の写し
- 2 交付申請者が法人の場合には、法人登記簿謄本

別記様式第8号 別添

1 助成費の内訳等

漁業者名	休漁予定期間 (うち休漁予定日数)	支援対象額 (A)+(B)	負担区分		備考
			助成費 (A)	その他 (B)	
漁業者A	年 月 日～年 月 日 (〇〇日)	円	円	円	
漁業者B	年 月 日～年 月 日 (〇〇日)	円	円	円	
漁業者C	年 月 日～年 月 日 (〇〇日)	円	円	円	

- (注) 1 交付申請を行う漁業者の数に合わせて行を追加すること。
 2 支援対象額は、休漁支援水準額又は一般社団法人大日本水産会が別途定める支援の上限額のどちらか低い金額を記載すること。

2 算定根拠

(1) 平均漁獲金額、平均操業日数の算出

【漁業者名： 】

漁獲金額	A (年) 月 日～ 月 日 円	B (年) 月 日～ 月 日 円	C (年) 月 日～ 月 日 円	D 合計 (A+B+C) 円	平均漁獲金額 (D/3) 円
操業期間 日 数	A' (年) 月 日～ 月 日 日	B' (年) 月 日～ 月 日 日	C' (年) 月 日～ 月 日 日	D' 合計 (A'+B'+C') 日	平均操業期間 日 数 (D'/3) 日

- (注) 1 事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもので最低のものを除いたものを総和平均して算出した平均漁獲金額(過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均漁獲金額とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をし

た者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの漁獲金額（漁獲金額が0円の年を含む。）のうち最高のもつと最低のもつを除いた金額の和を、3で除した額とする。）及び平均操業期間日数（過去5か年未満の実績しか無い場合であつて、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均操業期間日数とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの操業期間日数（操業期間日数が0日の年を含む。）のうち最高の漁獲金額を得た年と最低の漁獲金額を得た年を除いた残年数（操業期間日数が0日の年を除く。）の平均操業期間日数とする。）

2 本事業に参加する漁業者別に作成すること。

(2) 休漁支援水準額

漁業者名	休漁支援水準額	積算根拠		
		休漁予定日数	平均漁獲金額／ 平均操業期間日数	休漁支援水準額の積算内訳 ※第二種基本方針に基づき算出
漁業者A	円	日	円	
漁業者B				
漁業者C				

(注) 積算根拠の記入について、この書式に依らない場合は、変更可能。

別記様式第9号（第7の1の（4）関係）

〇〇年度混獲回避型休漁支援事業交付決定通知書

漁業者グループ代表者名

事業実施主体
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった混獲回避型休漁支援事業については、減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成31年2月7日付け30水漁第1298号水産庁長官通知）第7の1の（4）の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった混獲回避型休漁支援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合における事業費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業費の額	金	円
助成金の額	金	円
- 3 事業費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 助成金の確定額は、事業に要した実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 当該申請者は、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）及び減船・休漁等支援促進事業実施要領に従わなければならない。

- 6 助成金交付の条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 当該申請者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）以下同じ。）が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 当該申請者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の振興により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回

る部分の金額)を速やかに一般社団法人大日本水産会に報告するとともに、一般社団法人大日本水産会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

- (3) 当該申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

別記様式第 10 号（第 7 の 2 の（1）関係）

〇〇年度混獲回避型休漁支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定通知のあった混獲回避型休漁支援事業については、減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水漁第 1298 号水産庁長官通知）第 7 の 2 の（1）の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり助成金の交付を請求する。

記

混獲回避型休漁支援事業 〇〇円
事業完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

（申請時の注意）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆すること。
- 2 以下の書類を添付すること。
 - （1）別記様式第 10 号別添
 - （2）別記様式第 15 号による休漁実施証明書の写し

別記様式第 10 号 別添

漁業者名	休漁予定期間 (うち休漁予定日数)	支援対象額 (A)+(B)	負担区分		積算内訳	備考
			助成費 (A)	その他 (B)		
漁業者A	年 月 日～ 年 月 日 (〇〇日)	円	円	円		
漁業者B	年 月 日～ 年 月 日 (〇〇日)	円	円	円		
漁業者C	年 月 日～ 年 月 日 (〇〇日)	円	円	円		

(注) 実績報告を行う漁業者の数に合わせて行を追加すること。

別記様式第 11 号（第 4 の 1 の別表関係）

漁船スクラップ処分証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

スクラップ解体企業等の住所

氏 名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記の漁船は、不要漁船としてスクラップ処分しました。

スクラップ処分実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

スクラップ処分実施場所

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 漁業の種類
- 4 総トン数
- 5 進水年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

（注）漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）を添付すること。

別記様式第 12-1 号（第 5 の 1 の別表関係）

漁具スクラップ処分証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

解体企業等の住所
氏名又は名称

下記の漁具を不要漁具として処分したことを証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 処分漁具統数
- 5 処分方法及び処分年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認いたしました。

漁協又は漁連若しくは事業実施主体職員
職 名
氏 名

（注）漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）を添付すること。

不要漁具取得報告書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

被災漁業者又は漁業協同組合等の住所
氏名又は名称

漁業を営む（漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる）ため、下記の漁具を
年 月 日に取得いたしましたので御報告します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 漁具統数
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 取得に要した金額 円

（注）次の資料を添付すること。

- 1 被災漁業者であることが分かる書類（漁船原簿（抹消）等又はその写し）又は被災漁業者に使用させることを目的として不要漁具を取得したことが分かる書類
- 2 本漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又は本漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡により不要漁具を譲り受けたことを証する書類（無償譲渡におけるその契約書又は売買契約書の写し等）

別記様式第 13 号（第 5 の 1 の別表関係）

漁具販売証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

漁具販売会社等の住所
氏名又は名称

下記のとおり漁具を販売したことを証明します。

記

- 1 所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 漁業種類
- 3 漁具の形態
(例えば、「刺網一式(〇〇反)」目合〇〇mm又は〇〇寸等記入)
- 4 販売年月日
- 5 販売金額 円

漁獲金額等証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

漁業協同組合長等の住所
氏名又は名称

下記のとおり基準漁獲金額について証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 漁業種類
- 4 基準漁獲金額

	年 月 日～ 月 日	年 月 日～ 月 日	年 月 日～ 月 日	年 月 日～ 月 日	年 月 日～ 月 日
新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5か年の漁獲金額	円	円	円	円	円
新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5か年の操業期間日数	日	日	日	日	日

- 5 係船休漁者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認しました。

漁協又は漁連若しくは事業実施主体職員

職 名

氏 名

（注）混獲回避型休漁支援事業交付申請書の添付書類とする場合、4の基準漁

獲金額の表中「新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5か年の漁獲金額」とあるのは「過去5か年の漁獲金額」と、「新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5か年の操業期間日数」とあるのは「過去5か年の操業期間日数」と読み替えるものとする。

休漁実施証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

漁業協同組合長等の住所
氏名又は名称

下記のとおり係船休漁を実施したことを証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 係船休漁期間 年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
- 5 うち新たに設定
又は延長された
係船休漁実施期間 年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
- 6 係船休漁実施者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認しました。

漁協又は漁連若しくは事業実施主体職員

職 名

氏 名

- (注)
- 1 係船休漁を実施したことを証する写真を添付すること。
 - 2 混獲回避型休漁支援事業の実績報告書の添付書類とする場合には、本証明書に記載される係船休漁が別記様式第 3 号に定められる要件に適合したものであることを都道府県職員が確認した旨を記載した書類を添付すること。
 - 3 混獲回避型休漁支援事業実績報告書の添付書類とする場合、5 の「うち新たに設定された係船休漁期間」とあるのは「休漁予定期間」と読み替えるものとする。